

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法では
なにもと
何が求められるのですか？

ふとうさべつてきとりあつかいきんし
「不当な差別的取扱い」の禁止

ほうりつ くに とどうふけん しちょうそん やく
この法律では、国・都道府県・市町村などの役
しょ かいしゃ みせ じぎょうしゃ しょうがい
所や、会社やお店などの事業者が、障害のある
ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう
人に対して、正当な理由なく、障害を理由とし
さべつ きんし
て差別することを禁止しています。



「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

※ 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。